

令和8年調布市教育委員会第1回定例会会議録

1. 日 時 令和8年1月23日午前10時00分～午前10時51分（0時間51分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 栗 原 健

教育長職務代理者 白 倉 美 智

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

委 員 毛 利 勝

委 員 白 倉 代 助

1. 出席説明員 教 育 部 長 阿 部 光

教育部参事兼次長 高 橋 慎 一

教育部副参事兼

指 導 室 長 小 林 力

教育総務課長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 奥 山 尚

教育総務課副主幹 廣 田 剛 一

教育総務課副主幹 森 木 豊 和

学 務 課 長 佐 藤 龍

学務課主幹兼課長補佐 岡 本 広 美

指導室学校教育担当課長 三 井 豊

指導室教育支援担当課長兼

教 育 相 談 所 長 平 野 良 弥

指導室学校経営支援担当主幹 門 田 英 朗

指導室教育支援担当主幹 海馬澤 一 人

指 導 室 副 主 幹 久保田 藤 郎

指 導 室 副 主 幹 原 田 勝

社 会 教 育 課 長 泉 健一郎

社会教育課課長補佐 小 林 光 輝

東 部 公 民 館 長 丸 山 義 治

図 書 館 長 服 部 聖 治

図 書 館 主 幹 海老澤 昌 子

郷 土 博 物 館 長 早 野 賢 二

郷 土 博 物 館 副 館 長 平 原 孝 允

1. 事務局出席者 教育総務課総務係主事 梅 野 恵 子

教育総務課総務係事務員 毛 利 律 子

1. 会議録署名委員 教 育 長 栗 原 健

教育長職務代理者 臼 倉 美 智

〈会議に付した事件〉

議案第 1 号 調布市教育委員会表彰について

議案第 2 号 臨時代理の承認について（調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）

議案第 3 号 調布市学校施設永年計画基準内規を廃止する訓令

議案第 4 号 調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 号 調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 おはようございます。ただいまから令和8年調布市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

○栗原教育長 日程に入る前に事務局へ申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

日程第1 令和8年調布市教育委員会第1回定例会会議録署名委員の指名について

○栗原教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和8年調布市教育委員会第1回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により臼倉教育長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告事項

○栗原教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告した後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、廣田教育総務課副主幹から、令和7年第4回調布市議会定例会について報告を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 それでは、令和7年第4回調布市議会定例会について御報告いたします。資料1を御覧ください。

令和7年第4回調布市議会定例会は1に記載のとおり、会期を11月28日から12月17日までの20日間開催されました。

市長提出議案・市長報告は2に記載のとおり計32件、そのうち教育部関連の議案は資料1の1から2ページに記載している表のとおり、専決処分の報告について、令和7年度調布市一般会計補正予算（第2号）、調布市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例、調布市立図書館宮の下分館改築工事請負契約、調布市教育委員会委員の任命について、（仮称）調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設新築工事請負契約の6件でありました。

2ページをお願いいたします。陳情は3のとおり1件で、そちらは教育部関連でした。

一般質問は4に記載のとおり18人の議員から質問が出され、教育部として9人の議員から質問を受けています。

すみません、先ほどの陳情ですけれども、2件のうち1件が教育部関連でした。失礼しました。訂正いたします。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、森木教育総務課副主幹から、令和7年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告をお願いします。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料2をお願いいたします。

教育施設の工事における1月9日現在の進捗状況となります。

まず、3ページをお願いいたします。

前回の定例会以降、新たに契約した工事は、社会教育施設のNo.26からNo.31までの6件です。

工事の概要として、No.26からNo.28までは、国史跡下布田遺跡ガイダンス施設の新築工事で分離発注した建築、電気、機械の3工事となります。

ページをおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

No.29からNo.31までは、図書館宮の下分館の改築工事で、こちらも分離発注した建築、電気、機械の3工事となります。

また、本日の定例会までに4件の工事が完了し、引渡しまで完了しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

No.1の写真は、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業の建設工事における施工状況で、写真の右側のほうでは、地盤改良工事を引き続き実施しておりますが、地盤改良が完了した写真左側では、基礎の鉄筋工事を実施しております。

No.2の写真は、柏野小学校体育館内部改修工事の施工状況で、アリーナ以外の部分の内部改修も完了し、昨日、完了検査を実施し、引渡しまで完了しております。

No.3の写真は、富士見台小学校給食室改修工事の施工状況で、給食室内部の間仕切り壁や天井のボード類を張り終え、塗装工事を実施している状況です。

No.4の写真は、多摩川小学校給食室改修工事の施工状況で、新たな外部サッシが設置された状況です。

No.5は、緑ヶ丘小学校防災盤改修工事の施工状況で、職員室の複合防災盤の更新が完了し、2月9日に完了検査を実施する予定です。

No.6は、調和小学校プール可動床更新工事の施工状況で、既存の床パネルを撤去し、可動床のフレームを上げた状態で、水槽の補修及び塗装を施工している状況です。この後、新たな床パネルを設置してまいります。

報告は以上となります。

○栗原教育長 次に、佐藤学務課長から、調布市立小・中学校における医療的ケアガイドラインについて報告を願います。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 それでは、調布市立小・中学校における医療的ケアガイドラインについて概要を記載した資料3 付属資料に沿って御報告いたします。

初めに、左上、1、医療的ケアとはですが、血糖値管理、導尿、たんの吸引等の医行為を指します。

医行為を実施するためには資格が必要ですが、学校での医療的ケアについては、主治医の指示、学校医または指導医の指導、助言の下、研修を受けた看護師が実施することができます。

次に、2、学校における医療的ケアの目的と意義ですが、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児への支援がそれまで努力義務だったものが責務に変わりました。

学校において医療的ケアを実施する意義として、医療的ケア児の教育機会が確保されること、また、保護者の負担軽減が図られること、そして教職員の多様な児童・生徒への理解などが深まることにより、インクルーシブ教育システムの実現にもつながっていきます。

3、調布市における医療的ケアの取組状況ですが、第2期特別支援教育推進計画においても、医療的ケアガイドラインを策定し、学校を支援していくことが示されており、今後本ガイドラインに基づいて、安全に実施できるよう努めることとなります。

また、市では関係機関連絡会を設置しており、連絡会の委員である調布市医師会等の医療関係の団体や、障害福祉関係の団体などとも本ガイドラインについて意見交換を行ってきました。

さらに、学校関係者や東京都医療的ケア児等コーディネーターが参加する策定会議を開催し、本ガイドラインについて確認、協議を行いました。

次に、右側、4、医療的ケアガイドラインの概要についてです。

最初の本ガイドラインの目的ですが、調布市立小・中学校でも医療的ケア児を受け入れるための基本的な考え方、各関係者の役割を明確にしたものとして策定しています。

ガイドラインの主な内容として、①から⑦まで記載しています。その中で特に②学校で医療的ケアを実施する条件として、学校生活と同様の時間帯で日常的に保護者が行っている医療的ケアであること、主治医の指示書があることなどを前提として、今後設置予定の

調布市立学校医療的ケア運営協議会において、安全に医療的ケアを実施できるかを協議、判断することとなります。

④医療的ケアの実施者とその役割として、看護師が実施することを基本とし、そのほかの役割としては、実施マニュアルの作成や実施記録の作成、報告などがあります。

⑤教育委員会、学校、保護者の役割として、まず、教育委員会の役割は、指導医の委嘱、看護師の確保、教職員向けの研修の設定などがあり、校長、副校長の役割として、学校における医療的ケア実施要領の作成、医療的ケア安全委員会の設置・運営などがあります。

そのほか、資料の下にあるとおり、医療的ケア児の受入れ校が作成する医療的ケア実施要領（案）やガイドラインに付随する様式を掲載しております。

なお、今後も国や東京都の動向を継続的に注視し、状況の変化に応じて本ガイドラインの内容を適宜改善、改定してまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、岡本学務課主幹から、令和7年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）被表彰者の決定について報告を願います。岡本学務課主幹。

○岡本学務課主幹 令和7年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）につきまして御報告いたします。

この表彰は、学校保健、学校安全及び学校給食の指導、運営等を通じて、優れた功績がある学校関係者、学校関係団体及び組織的、計画的に児童生徒の健康づくりを取組む学校を対象に東京都教育委員会が毎年行っているものです。

本年度、市教育委員会では、学校保健、学校安全分野において、学校医3人を推薦した結果、全員の方が表彰を受けることができました。

なお、この表彰式は、令和8年1月16日に東京都都庁で実施され、井上明彦氏及び谷津祐子氏が出席されました。

また、表彰式を欠席された貫井清孝氏の表彰状は、東京都教育委員会から学務課が受領し、調布市医師会を通じ、御本人にお渡しします。

説明は以上です。

○栗原教育長 次に、門田指導室学校経営支援担当主幹から、令和7年12月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。門田指導室学校経営支援担当主幹。

○門田指導室学校経営支援担当主幹 令和7年12月における市内小・中学校の事故等について報告をいたします。資料5をお願いいたします。

令和7年12月は、小学校3件、中学校1件、合計4件となります。

初めに、小学校です。①発生日、12月9日火曜日、発生場所は屋上、学校管理下の事故です。対象学年は第1学年です。当該児童は、休み時間を屋上で過ごし教室に戻る途中、階段を踏み外して右足首をひねりました。当該児童は、保健室での応急処置後、病院で受診し、右足首はく離骨折の診断を受けております。

②発生日、12月11日木曜日、発生場所は校庭、学校管理下の事故です。対象学年は第5学年です。当該児童は、休み時間に、校庭の固定遊具でタイヤ跳びをしていました。当該児童は、タイヤに両手をついた際、右手が滑ってバランスを崩し、前方にある別のタイヤに顔面をぶつけました。当該児童は、保健室での応急処置後、病院で受診をし、鼻骨骨折の診断を受けております。

③発生日、12月12日金曜日、発生場所は体育館、学校管理下の事故です。対象学年は第4学年になります。当該児童は、体育の授業中、長縄跳びをしていました。当該児童は、長縄を跳んで走り抜けようとした際、当該児童の足に長縄が引っ掛かり転倒しました。転倒した際に、左前腕を床に強打しました。当該児童は、保健室での応急処置後、病院で受診をし、左前腕橈尺骨骨幹部骨折の診断を受けております。

続いて、中学校です。①発生日、12月12日金曜日、発生場所は体育館、学校管理下の事故です。対象学年は第2学年です。当該生徒は、保健体育の授業中、バスケットボールのゲームを行っていました。当該生徒は、ゲーム開始のジャンプボールで関係生徒と競り合った際、空中でバランスを崩し転倒しました。転倒した際に、頭部右側面を床に打ち付けました。当該生徒は、保健室での応急処置後、病院で受診をし、頭部打撲の診断を受けております。

報告は以上となります。

○栗原教育長 次、海老澤図書館主幹から、令和7年度社会教育功労者表彰被表彰者について報告を願います。海老澤図書館主幹。

○海老澤図書館主幹 令和7年度社会教育功労者表彰被表彰者の決定につきまして御報告いたします。資料6を御覧ください。

1、社会教育功労者表彰についてですが、この表彰は、地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者及び全国の見地から多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し社会教育の振興に功労のあった者などに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が表彰するものでございます。

2, 被表彰者ですが, 平成21年から調布市立図書館協議会の委員で, 現在は委員長を務めていただいている野末俊比古氏でございます。野末氏は, 青山学院大学教育人間科学部学部長で図書館情報学を専門とされており, 図書館サービスにおける様々な御助言など, 知識, 経験などに基づいたアドバイスをいただいております。

3, 表彰式は令和8年2月6日, 文部科学省で実施予定です。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 次に, 早野郷土博物館長から, 調布市郷土博物館の臨時休館について報告を願います。早野郷土博物館長。

○早野郷土博物館長 調布市郷土博物館の臨時休館について報告いたします。資料7をお願いいたします。

調布市郷土博物館条例第3条ただし書きの規定により, 調布市郷土博物館を臨時に休館するものです。

臨時休館日は, 定例の休館日を除く令和8年3月3日火曜日から同月19日木曜日までとなります。

臨時休館の理由は, 調布市郷土博物館の収蔵庫内の図書資料の整理を実施するためとなります。

説明は以上です。

○栗原教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項に関する質疑, 意見を受けたいと思います。質疑, 意見はありませんか。毛利委員。

○毛利委員 毛利です。報告事項の資料3, 小・中学校における医療的ケアガイドラインについて質問させていただきます。

今回このようなガイドラインが現れた背景など全体的な状況について, もし分かれば教えていただきたいと思います。併せて他市の状況なども分かれば教えていただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

○栗原教育長 医療的ケアガイドラインについての背景や, そのほか補足の情報があればということでございます。はい, 原田指導室副主幹。

○原田指導室副主幹 医療的ケアの背景でございますが, 医療的ケアについては, 1980年代の後半から今の肢体不自由の特別支援学校, 当時は養護学校と言っておりましたけれども, 養護学校のほうで重度重複障害児の吸引等の問題が発生しまして, そのようなお子さんに対する学校の中でのケアということで始まってまいりました。

小・中学校等につきましては、そこからかなり年限がたちまして、2021年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、小・中学校でもそういった医療的ケアのあるお子さんについての受け入れをしていくということが責務となりまして、2021年を機会に様々な自治体のほうでも医療的ケアに取り組む自治体が増えてきたという実態でございます。

調布としましては、2023年、特別支援教育推進計画を立ち上げ、この計画で医療的ケア児の対応ということを明記しております。この2023年に医療的ケアのガイドラインの案を作成しております、調布市の中でもそのようなお子さんが小・中学校に入学をした際にどのような医療的ケアを安全に進めていくことについての目安を検討してまいりました。

ただ、なかなか調布市内には医療的ケアを必要とするお子さんの実際の入学がありませんでしたので、引き続き医療的ケアについては慎重に検討を進めてます。今現在、この医療的ガイドラインの案の策定に向けて準備をしているというところになります。

ですので、他市に比べると若干遅れているというところはありますけれども、これから安全面、十分に内容を考えたガイドラインを策定しまして、今後そのようなお子さんが入ってきた上でも安全に進められる上で指針を設けていくということになります。

調布近隣の他市については、既に医療的ケアのあるお子さんを小・中学校で受け入れており、ガイドラインを策定して、それに基づいて進めているところや、ガイドラインは策定していないけれども、そのお子さんに合わせた実施指針を作って実施しているなど様々ありますが、ある程度そのようなお子さんを受け入れているというところが多くなっているという現状はございます。

○栗原教育長 毛利委員。

○毛利委員 ありがとうございます。経緯と状況のほうがとてもよく分かりました。今までいろいろと検討いただいていたということが分かりまして、とても安心しましたし、これからぜひ調布市立の小・中学校で学んでみたいけれども、ケアが必要だというお子さんが相談に乗ってもらえるということがすごく有り難いと思いました。

○栗原教育長 ほかに質疑、意見はありませんか。はい、千田委員。

○千田委員 では、今の医療的ケアについての私は意見です。

これは私も他地区で医療的ケアにかかわる、実際に私が関わったわけではなく、見てきたのですけれども、やはり病気によっては命にかかわると思われるような医療的ケアもありました。私はガイドラインの案の中に医療的ケア安全委員会を設置するというのがある

て、ここが大きな支えになってくれると思います。

ヒヤリハットや緊急事態が生じたときに、できればアレルギー関連で慈恵と結んでいるようなホットラインのようなものがあつたらいいかなとか、それから事故が起こったときに、初期から介入するというような、そんなこともぜひ検討をお願いしたいと思います。これは意見です。

別件でよろしいでしょうか。

○栗原教育長 続けてお願いします。

○千田委員 別件です。これも意見なのですが、資料6、表彰の件がありました。社会教育功労者表彰です。この表彰される野末先生は、調布市の図書館協議会にかかわって16年以上というようなことですが、実は私が深大寺小学校にいたときに、深大寺小学校ではPTA会長もされていましたし、それから調布市の教員の調小研の図書館部にも指導していただいたというような幅広い御指導、活躍をしていただいた方です。

先日、図書館が主催された辻村深月先生のトークイベントの多分コーディネートをされていたのだらうと思いますが、くすのきホールが何と3日で満席になったという関心の高さで、ちらっとのぞかせていただきましたが、本当に満席で調布の文化への関心の高さ、これも野末先生の支えがあつてのことかなと思いました。

ということで、この野末先生の表彰については、本当によかったと思います。意見といえますか、感想といえますか、ありがとうございました。

○栗原教育長 ありがとうございました。医療的ケアガイドラインについては、実際、運用にするに当たっては、そのお子さんの状況について丁寧に情報共有をしながら検討していくということが非常に大事かと思えます。命を守る安全が何よりも最優先で確保されるということを念頭に検討していくということで御意見をいただきました。ありがとうございました。

ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第3 諸報告

○栗原教育長 続いて、日程第3、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料8から13までとなりますが、事務局からの説明は省略

いたします。

これから諸報告全般に関する質疑，意見を受けたいと思います。質疑，意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員 私は，資料9の調布っ子“夢”発表会の実施報告について幾つか質問させていただきます。

私も参加させていただいて，子どもたちはよく未来からの使者と呼ばれていますけれども，その当事者が調布の夢を語る，未来を語るというのは非常に貴重な機会かなとも思っています，本当に私自身，非常に明るい気持ちになりました。

5年生対象なのですけれども，どういう時間に，この辺のテーマの作文を書かせているのか，また，どの教科の範ちゅうで行われているのか，また，5年生全員対象なのか，また，公募なのか。この辺，私も勉強不足で少し分からなかったものですから，細かいですが，教えていただきたいと思います。

また，その他のところで，作文内容に関する取組状況については，関係各課に確認した上で，発表児童に対して手紙を送付予定であるということや，令和3年から実施しているということですので非常に大事なことだと思います。

せっかく発表会という形で子どもが言っていて，それを市政に反映しないと形骸化してしまうと思いますので，この辺で今まで市政に直接的には反映されないと思うのですけれども，このようところで反映してきたという具体例を教えていただければ有り難いと思います。

私からは以上です。

○栗原教育長 調布っ子“夢”発表会について御質問いただきましたけれども，社会教育課から説明でよろしいですか。はい，泉社会教育課長。

○泉社会教育課長 社会教育課の泉です。

まず，1点目のどういった時間に，どういった教科でというところの御質問なのですが，この発表につきましては当該校の校長先生に各校2人の発表者の選出を御依頼しております。作文の作成なり指導のお願いをしているのですけれども，その選出方法ですとか作成の時間につきましては各学校にお任せをしております。よって，選出された2人の児童が作文を書いていただくということになりますので，授業時間外で作成していると思われま。

また，教科でいいますと，こちらの発表会の趣旨といいますか，こちらはいわゆる小学

校の第3学年及び第4学年の社会科において、社会的事象について主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、より良い社会を考え、学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うという目標に基づいて学習をしているところです。

この学習目標に沿いまして、児童は身近な地域や、調布市、東京都の地理的環境や特色、産業や消費生活、伝統文化、また、自然災害からの安全対策等を学んでおります。この学習の成果を生かすために、第5学年の児童に発表していただいているということになっております。

それと、2点目の御質問なのですが、こちら発表していただいた内容に関連する事業ですとか施策、また、計画といったものが市の各部署で実際に行われている、また、将来的に行われる予定である、そういった内容を各部署に照会を出しまして、発表していただいた児童のほうにフィードバックをしているという内容になります。

お子さんの発表自体が例えば直接的、また、間接的に施策や事業に反映されたという事例については、少し今、具体的には持ち合わせておりませんが、むしろ子どもたちが描いているものが実際に動き始めている、もしくは実際に形になっているということフィードバックすることで、よりその先の子どもたちの思考につながる形で、我々のほうとしても今後も継続してまいりたいと考えております。

○栗原教育長 白倉委員。

○白倉委員 ありがとうございます。よく分かりました。発表の中に、昨年は戦後80年、戦争反対、平和な社会の実現ということで、世間、社会全体が取り組んできたと思うのですが、子ども発表の中に平和という言葉はあったと思うのですが、戦争反対とかその辺の言葉があまりなかったものですから、我々は今後、水木しげるさんにしても、武者小路実篤さん——実篤さんはトルストイの『戦争と平和』と、何しろトルストイに心酔して様々な活動されてきたわけです。調布市のその辺のシンボルのあのような方々の精神というのは、戦争反対であり平和な社会の実現ということで、非常に難しい部分でございますけれども、この辺のところをぜひ子どもたちにもさらにアピールして、やはり戦争の悲惨さとか、そういうことを考えさせながら、調布の未来をさらに考えるということをしていったらいいのではないかと思います。

あと、調布の中で戦争遺構というのですか、例えば沖縄だったらひめゆりの塔等、シンボルがありますけれども、調布市の中で戦争についての遺構というのがいろいろあると思

うのですが、それについてのアピールというのも子どもたちにしていっていいのではないかと少し思いました。ありがとうございました。

私のほうからは以上です。

○栗原教育長　　ありがとうございました。はい、小林教育部副参事兼指導室長。

○小林教育部副参事兼指導室長　　白倉委員より御質問いただきました件につきましては、もう既に社会教育課から御説明させていただいていますけれども、指導室としても情報がありますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、どのような時間に取り組ませたかについては、学校ごとに取組方法は異なりますけれども、多くは夏休みの宿題として、子どもたちが書いてくる。それに対して事後で作文指導を行った学校や、事前に作文の書き方についての指導を行った上で、夏休みの課題を出している学校など、その学校において判断をして取り組んでいるところでございます。

また、選定の過程の中で、平和に関するものがあつたかについては、これについても一部の学校から報告を受けていますけれども、今回については特になかったと。

白倉委員御指摘の平和に関する教育につきましては、御存じのとおり社会科や道徳、様々な教科等の中で適切に指導しているところでございますけれども、多くはやはり6年生の社会科の中で取り扱われることがありますので、今回の対象が5年生ということもあつて、あまり戦争に深く踏み込んだ形の作品はなかったと推察されます。

ただし、御指摘いただいたように、平和に関する教育については、とても重要なものであると認識してございますので、当該の学年を通して適切に今後も指導してまいりたいと考えております。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　ありがとうございます。よく分かりました。

○栗原教育長　　ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

日程第4　議案

議案第1号　調布市教育委員会表彰について

○栗原教育長　　続いて、日程第4、議案に移ります。

議案第1号「調布市教育委員会表彰について」を議題といたします。本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹　それでは、議案第1号「調布市教育委員会表彰について」、御説明いたします。

本件は、議案書の下にあるとおり、調布市教育委員会表彰規程第5条の規定により、児童・生徒等を表彰するため、提案するものであります。

それでは、今回の被表彰候補者について御説明いたします。議案書の資料をおめくりいただきまして、1ページ、令和7年度調布市教育委員会表彰被表彰者（案）案件内訳を御覧ください。

今回、各小・中学校長から令和7年度分として41件、令和6年度分として、最後に記載がありますが、2ページに記載の3件の候補者が推薦されました。すべて教育委員会の表彰規程第2条の児童・生徒の表彰となります。

各項目別の表彰候補者とその功績の詳細につきましては、3ページから7ページに記載の令和7年度調布市教育委員会表彰被表彰者名簿を御覧ください。

また現在、協議結果が確定していないなど、表彰候補者として上がってきていない案件がある場合は、次回以降の教育委員会に別途諮ってまいります。

なお、表彰対象者につきましては、令和8年2月25日に予定している教育委員会表彰式におきまして、表彰状の授与等を行う予定です。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第2号　臨時代理の承認について（調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則）

○栗原教育長　続いて、議案第2号「臨時代理の承認について」を議題といたします。

本件について廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹 では、議案第2号「臨時代理の承認について」、御説明いたします。

本件は、議案書の下段に記載のとおり、調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について、教育長が臨時代理により処理いたしましたので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により、提案するものでございます。

改正理由といたしましては、令和7年第4回調布市議会定例会において、調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、常勤職員の給与引き上げ相当分、こちらを踏まえまして、市長部局と同様、令和7年4月に遡り、教育委員会会計年度任用職員の報酬単価を引き上げるものでございます。

新旧対照表のフォルダ、2ページを御覧ください。主な改正内容につきましては、別表に記載の各報酬額、右側にありますが、こちらのとおり、前述の理由による会計年度任用職員の時給単価を変更するとともに、所要の改正を行うものです。

施行日は、公布日である令和8年1月9日でございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第3号 調布市学校施設永年計画基準内規を廃止する訓令

○栗原教育長 続いて、議案第3号「調布市学校施設永年計画基準内規を廃止する訓令」を議題といたします。本件について森木教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 議案第3号「調布市学校施設永年計画基準内規を廃止する訓

令」について説明いたします。

議案書の下段、提案理由を御覧ください。当該内規は昭和30年に設置したもので、当時における市立小・中学校の学校敷地面積や校舎面積などの基準を規定しているものですが、現在、学校施設整備の基準は、文部科学省が作成した小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針などを使用しております。

そのため、当該内規については、現在の学校施設整備にそぐわない基準内規であるため、廃止を提案するものです。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。はい、毛利委員。

○毛利委員 毛利です。

現在一般的に適用している文科省のルールは、いつごろ最新の情報として制定されているのでしょうか。

○栗原教育長 はい、森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹 こちらは、平成4年にまず最初に作成されまして、その後、最新では令和4年6月に改正のほうはされております。

○栗原教育長 毛利委員。

○毛利委員 分かりました。ありがとうございます。

○栗原教育長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第4号 調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第4号「調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。本件について佐藤学務課長から提案理由の説明を願います。佐藤学務課長。

○佐藤学務課長 議案第4号「調布市立学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

本議案は、京王多摩川駅前の開発事業により、通学区域を変更する必要が生じたことから、規則の一部を改正するものです。

通学区域を変更する理由としましては、現在、富士見台小学校と多摩川小学校の通学区域をまたぐ多摩川4丁目の一部の敷地において、集合住宅を含む建物の建設が行われています。市では、富士見台小学校を教室確保困難通学区域として指定しており、今後多くのファミリー世帯の転入により、教室の確保が困難になる可能性があることから、当該敷地すべてを多摩川小学校の通学区域とするため、本議案を提案するものです。

改正内容につきましては、A4横、新旧対照表を御覧ください。

初めに、新旧対照表の5ページの富士見台小学校の通学区域を御覧ください。当該通学区域は、開発事業地である多摩川4丁目35番地から39番地を含むことから、当該番地を富士見台小学校の通学区域から削除します。

続きまして、9ページの多摩川小学校の通学区域を御覧ください。富士見台小学校の通学区域から削除する多摩川4丁目35番地から39番地を多摩川小学校の通学区域に追加します。

次に、14、15ページを御覧ください。小学校の特別支援学級の通学区域も、さきに説明した内容と同様の改正を行います。また、中学校の通学区域の変更はございません。

なお、今回の改正により転校や指定校変更が必要となる児童は現時点で在籍しておりません。

本改正の施行期日は、公布の日からとさせていただきますと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

議案第5号 調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長 続いて、議案第5号「調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改

正する規則」を議題といたします。本件について平野指導室教育支援担当課長から提案理由の説明をお願いします。平野指導室教育支援担当課長。

○平野指導室教育支援担当課長兼教育相談所長 私からは、議案第5号「調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明します。

本議案は、調布市適応指導教室設置条例を令和8年3月1日に改正することから、調布市適応指導教室設置条例施行規則についても必要な改正を行うものです。

具体的には、本文中や様式の「適応指導教室」という文言を「教育支援センター」に改めるほか、所要の改正を行うものです。

施行日は、適応指導教室設置条例の改正施行日に合わせ、令和8年3月1日となります。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。千田委員。

○千田委員 質問です。教育支援センターで適応指導するという言い方をこれからもしていくのか、それとも適応指導は教育支援という表現に全面的に変わっていくのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

○栗原教育長 適応指導という用語の使い方についてですね。海馬澤指導室教育支援担当主幹。

○海馬澤指導室教育支援担当主幹 教育支援センターへ名称変更した背景や理由、そして適応指導の用語について考え方を御説明いたします。

現在、国においては、不登校児童・生徒への支援の場の名称として、教育支援センターという用語を統一して使用しています。これまで用いられてきた適応指導教室という名称は、学校に行けない状態を改善し、学校に適応させることを目的とする場であるといった印象を与える場合がありました。

一方で、子どもは、不登校はだれにでも起こり得るものであり、その背景や理由は一人一人異なるものであるととらえております。そのため、子どもを学校という枠に無理に当てはめるのではなく、我々大人が子どもの気持ちや状況に寄り添い、安心して過ごすことができる環境を整えていくことを重視しております。

こうした考え方をより分かりやすく示した名称が教育支援センターとなります。つまり教育支援センターは、学校への適応や学校復帰のみを目的とするものではなく、学習や人とのかかわりを通して、子どもたち一人一人が自分のペースで学び、成長していくことを支える場です。

もちろん、学校に行きたいという思いを持ちながら様々な理由により登校が難しい子どもに対しては、学校復帰に向けた支援についても引き続き丁寧に行ってまいります。

こうしたことから、今後、我々は適応指導という言葉ではなく、教育支援、それを支える教育支援センターという名称を統一して使用してまいります。

このたび新たに開設する教育支援センターCANVASにおきましても、子どもたち一人一人の思いや願いを大切にしながら、安心して過ごし学び、次への一歩を踏み出せる、そんな場となるよう取組を進めてまいります。

○栗原教育長 千田委員。

○千田委員 よく分かりました。今まで適応指導という言葉はずっと使っていたので、これがもう当たり前の感覚でございましたけれども、その根底から考え方が変わってきて、これからは教育支援という言葉に変えていくということで、努力して頑張っていくと思います。ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

(「なし」との声あり)

○栗原教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○栗原教育長 御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

以上で本定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和8年調布市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者